

# 今月のトピックス

令和5年1月

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ  
TEL:03-5356-6377 FAX:03-5449-1088  
TEL:048-781-2651 FAX:048-726-0811

URL: <http://slmo.co.jp/>

※QR コードで弊社 HP へアクセスできます ⇒

【 今月の担当:磯崎 】



## 【月 60 時間超の時間外労働に対する割増賃金率引上げについて（2023 年 4 月～）】

令和 4 年 7 月号のトピックスでもご案内のとおり、月 60 時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について、現在は中小事業主に対して割増賃金率を 50%以上とする規定の適用が猶予されていますが、中小事業主に使用される労働者の長時間労働を抑制し、その健康確保等を図る観点から、**2023 年 4 月 1 日以降、中小事業主に対しても月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率を 50%以上とする規定の適用を受けることとなります。**

**(2023年3月31日まで)**

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業は 50% (2010年4月から適用)  
中小企業は 25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

**(2023年4月1日から)**

月60時間超の残業割増賃金率  
大企業、中小企業ともに50%  
※中小企業の割増賃金率を引き上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。

**<< Point >>**

- ❖36 協定届について、令和 5 年 4 月以降の起算日分について**特別条項付月 60 時間超で提出する場合**には割増率にご注意ください。
- ❖**60 時間超の割増率をどのタイミングで変更するのか**を決めていただき、**就業規則・賃金規程を変更**することが必要です。

## 【職長等に対する安全衛生教育の対象となる業種の拡大】

自社の行う業種が特定業種に該当する場合、事業者は、新たに職務につくこととなった職長及びその他の労働者を直接指導又は監督する者に対し安全衛生教育を実施することが義務づけられています。が、**2023 年 4 月より、その職長教育の対象業種が拡大**されます。

### ● 現在、職長教育を実施することが義務づけられている業種

建設業

製造業(※除外あり)

電気業

ガス業

自動車整備業

機械修理業

(除外される業種)

①たばこ製造業 ②繊維工業(紡績業及び染色整理業を除く)

③衣服その他の繊維製品製造業 ④紙加工品製造業(セロファン製造業を除く)

### ● 2023 年 4 月より義務付けられる業種

全ての食料品製造業(※)

新聞業・出版業・製本業及び印刷物加工業

(※ うまみ調味料製造業及び動植物油脂製造業は従前から対象)

<「職長」とは「作業中の労働者を直接指導又は監督する者(仕事を行う上で現場で指揮命令する人)」です。>

「職長」という名称に限らず、事業場によっては監督・班長・リーダー・作業長等さまざまな名称が存在します。

<安全衛生教育とは…>

労働災害を防止するために、労働者の就業にあたって必要な安全衛生に関する知識等を付与するために実施する教育のこと。安全衛生教育には、a. 作業方法の決定および労働者の配置に関すること、b. 労働者に対する指導または監督の方法に関すること、c. 異常時における措置に関すること 等があります。